

令和8年1月29日

川口市上下水道局指定給水装置工事事業者 各位

川口市上下水道事業管理者
(公 印 省 略)

水道管管網図の取り扱いについて(通知)

平素、川口市水道事業につきましては、多大なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、給水装置工事に関する事項について、下記のとおり通知します。

記

1 管網図の取り扱いについて

この度、一部の指定給水装置工事事業者において、上下水道局が発行している水道管管網図を工事チラシに添付し配布するという、不適切な事案が確認されました。このような行為は、個人情報保護法をはじめとする関連法規に抵触するだけでなく、市民の信頼を損ね、個人の権利利益を侵害し、民事上の損害賠償請求や社会的信用の失墜など、深刻な事態に発展する恐れがあります。

また、今後このような事案が繰り返される場合、工事事業者への図面提供に関して制限する可能性がありますので、取得した図面の取り扱いには十分注意いただきます
お願ひいたします。

2 新規指定時の誓約事項について

工事事業者は、本市の指定を受ける際に以下の事項について誓約しています。(抜粋)

- (1) 給水管管網図や給水台帳等の資料は、工事の設計・施工の目的に限定して使用すること。
- (2) 個人情報を適切に管理し、保護に努めるとともに、漏洩防止に配慮すること。

(3) 第三者に損害を与えた際は、工事事業者の責任と負担において解決すること。

3 取り扱いの注意点

上下水道局が発行する水道管管網図等は、上記誓約事項に基づき工事事業者に提供しているものであり、一般の方には配布しておりません。そのため、工事チラシなどで近隣住民へ周知する際は、氏名等の個人情報が表示されていないものを使用するか、マスキングを行うなど、適切な対策を講じていただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】上水道維持課 審査係